

2012年9月

お客さま 各位

外国送金受付時の確認手続の一部改定のお知らせ

埼玉りそな銀行

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は、「りそな外為Webサービス」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、2012年9月4日より下記の通り外国送金受付時の確認手続について一部改定させていただきますのでお知らせいたします。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、引続きご愛顧のほどよろしくお願ひ申し上げます。

敬具

記

1. 実施日

2012年9月4日（火）

2. 改定内容

◆「さるとりいばらの葉」に関する送金受付時の確認手続の追加

(変更前)

「うに」、「あさり」の輸入、仲介貿易に係る商品代金の送金につきましては、「原産地及び船積地域が北朝鮮でないこと」を示す書類（原産地証明書・船荷証券・契約書など）のご提出（※）をお願いします。

※書類のご提出をお願いする場合には、ご送金の都度、弊社よりご連絡を差し上げます。

(変更後)

「うに」、「あさり」、「さるとびいばらの葉」の輸入、仲介貿易に係る商品代金の送金につきましては、「原産地及び船積地域が北朝鮮でないこと」を示す書類（原産地証明書・船荷証券・契約書など）のご提出（※）をお願いします。

※書類のご提出をお願いする場合には、ご送金の都度、弊社よりご連絡を差し上げます。

以上